

7-2 支給請求書等の記入方法・記入上の注意（指導員の配置、通

①障害者助成金支給請求書（2）（様式第622号）の記入方法

申請にあたっては、支給請求書以外に添付書類が必要となります。

〔提出先〕事業所を管轄する都道府県支部（以下「支部」といいます。）

〔提出方法〕①管轄する支部に持参または郵送 様式・助添付様式3部、添付書類2部を提出してください。

②e-Gov 電子申請サービスを利用して送信 申請書類の提出方法は、機構ホームページでご確認ください。

〔提出期限〕詳しくは機構ホームページ (<https://www.jeed.go.jp/>) をご覧いただくか、支部にお問い合わせください。

1. 事業所コード

認定通知書の左上に記載されている事業所コードを記入してください。

2. 請求年月日

請求年月日を記入してください。

3. 請求する助成金にチェックの記入

この請求書で請求する助成金にチェックをしてください。

6. 請求事業主

・所在地、事業主名（フリガナ）、代表者の役職名及び代表者名（フリガナ）を記入してください。

7. 請求に係る事業所

施設・設備等を整備（実施）する事業所所在地、事業所名（フリガナ）を記入してください。

社会保険労務士が手続を代行する場合に記入してください。

※手続の代行は、社会保険労務士のみ可能です。

（行政書士、司法書士等は手続できません。）

8. この支給請求書で請求する受給資格の認定番号等

・①、②には「受給資格認定通知書」に記載されている認定番号、認定日を記入してください。

・③には認定にされた全支給期間を記入してください。

・④には前回の「支給決定通知書」に記載されている前回支給決定額と支給決定番号を記入してください。

（④は初めて支給請求される場合は空欄として下さい）

※上記がご不明の際には支部にお問い合わせください

9. 支給請求に係る支給対象障害者の雇用状況

・氏名（フリガナ）を記入の上、雇用の有無にチェックをしてください。

・離職している場合は、離職日、離職理由番号を記入した上で、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）を提出してください。

10. 介助者等の種類

この申請における介助者等の種類にチェックしてください。

12. 補助金等との調整

・国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人から補助金等を受け入れている場合には、左から順にチェックをしてください。

申請する助成金と同じ支給費用を対象とする補助金を受給している場合には、②、③の支給機関名、補助事業名及び補助金金額を記入してください。

様式第622号

障害者助成金支給請求書(2)

事業所コード			
次のとおり助成金の支給を受けたいので請求します。			
年			
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿			
この請求書で支給請求する助成金			
☐ ① 障害者介助等助成金（職場介助者の配置又は委嘱） ☐ ② 障害者介助等助成金（職場介助者の配置又は委嘱の継続措置） ☐ ③ 障害者介助等助成金（職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置） ☐ ④ 障害者介助等助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱） ☐ ⑤ 障害者介助等助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置） ☐ ⑥ 障害者介助等助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置） ☐ ⑦ 障害者介助等助成金（健康相談等の委嘱） ☐ ⑧ 障害者介助等助成金（職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱） ☐ ⑨ 障害者介助等助成金（職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱） ☐ ⑩ 重度障害者等通勤対策助成金（指導員の配置） ☐ ⑪ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの運転従事者の委嘱） ☐ ⑫ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの運転従事者の委嘱）			
請求事業主	所在地	(フリガナ)	
	事業主名	(フリガナ)	
	代表者の役職及び氏名	(フリガナ)	
請求に係る事業所	事業所所在地	(フリガナ)	
	事業所名	(フリガナ)	
障害者雇用調整金支給調整対象事業主の該当の有無 ☐ 有 ☐ 無			
提出代行 事務代理者 代理人	提出代行	☐ 提出代行	☐ 事務代理者 ☐ 代理人
	住所	〒()	
事務所名			
1 この支給請求書で請求する受給資格の認定番号等			
① 認定番号第 () 号			
② 認定に係る支給期間 年 月 日 ~ 年 月 日			
2 支給請求に係る支給対象障害者の雇用状況 (助添付様式第73号を添付する助成金については、本欄の記載は不要です。されている番号を記載してください。)			
フリガナ 氏 名	雇用の有無	雇用した場合の雇用日	離職日
	☐ 雇用中 ☐ 離職	年 月 日	年 月 日
	☐ 雇用中 ☐ 離職	年 月 日	年 月 日
	☐ 雇用中 ☐ 離職	年 月 日	年 月 日
3 事業実施報告記載欄	① 介助者等の種類	☐ 職場介助者 (☐ 配置 ☐ 委嘱) ☐ 健康 ☐ 手話通訳等担当者 (☐ 配置 ☐ 委嘱) (☐ 継続措置) ☐ 職業生活相談支援専門員 (☐ 配置 ☐ 委嘱) ☐ 職業能力開発向上支援専門員 (☐ 配置 ☐ 委嘱)	
③ 助成対象措置を実施した介助者等氏名		④ 支給請求対象	
		~	
4 支給要件確認申立書の確認項目の変更			
認定申請時に提出した支給要件確認申立書(様式第540号)により確認した項目内容の変更			
5 補助金等との調整	① 支給対象費用を 対象とする国等の機関からの 補助金等の受給の有無	☐ 有 ☐ 無	② ①で有の場合、補助金等の支給機関名 及び補助事業名 (支給機関名) (補助事業名)
※処理欄	審査結果	支給・不支給	支給決定日
	決定額		

助添付様式第74号

指導員出勤状況及び助成金支給請求額算定票

※ 1 本助成金の支給対象費用と同範疇の費用を受けた場合はその金額を、本助成金の支給対象費用より更に広範疇の費用を対象とする補助金等を受付た場合は本助成金の対象費用と同範疇になるよう按分等した金額を、本助成金の支給対象費用と同範疇の費用を受けた場合とは異なる補助金等を受けたい場合は「0」を入力してください。

算定明細欄（※上記算定情報欄のAの内訳を記入してください。）

※2 月額給与は「1」、日額給与は「2」、時間額給与は「3」、その他は「4」を記入してください。

③助添付様式第 76 号の記入方法（通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱の場合）

提出にあたっては、障害者助成金受給資格認定申請書（2）と同様に、「機構用」「事業主用」の3部をご用意ください。

助添付様式第76号

[illegible]

本助成金の受給に係る委嘱日及び委嘱費用等は、上記のとおりであることを報告します。

对象障害者
氏名

介助者と支給対象障害者の氏名を記入してください。

支給請求書等の
記入方法

8 留意事項

※当機構ホームページにも掲載しています。

（障害者の雇用支援＞助成金等＞各種助成金の紹介 ※各助成金のページ）

※「②指導員の配置助成金」「⑥通勤援助者の委嘱助成金」については、留意事項はありません。

① 重度障害者等用住宅の賃借助成金の留意事項（令和3年4月1日 更新版）

重度障害者等通勤対策助成金（重度障害者等用住宅の賃借）の留意事項

1 支給対象事業主について

（1）当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号イの規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、対象障害者を入居させるための特別の構造または設備を備えた住宅の賃借を行わなければならないが、対象障害者の雇用の経路が困難であると認められる事業主に対して支給されるものである。

（2）具体的には、対象障害者の障害がなければ、申請住宅の直前の住宅（対象障害者が申請住宅の直前に居住していた住宅。以下「前住宅」といいます。）から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により前住宅から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、特別の構造または設備を備えた住宅の賃借を行わなければならないが、対象障害者の雇用の経路が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

（1）申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の経路が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

（2）上記（1）でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

① 対象障害者が中途障害者となった場合、または障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写しまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定区（内部障害以外の身体障害者の場合は医療区を含む。精神障害者の場合は主治医）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によ

- 1 -

るものであることが確認できる場合

ただし、中途障害者となった日または職場復帰した日のいずれが近い日から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間および事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態および職務内容等が変更になることをいいます。採用を除きます。）の場合

ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、人事命令を伴わない事業所移転の場合、および申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過していない場合は、人事異動等とみなしません。

3 通勤困難性について

（1）対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

（2）次の①～④に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の前住宅から事業所までの通勤方法が自動車に限られる場合や、通常公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

① 対象障害者の前住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、通常は自動車等を使用して通勤する経路であって、障害の有無にかかわらず、そもそも公共交通機関等による通勤が不可能な場合
ただし、通常は自動車等を使用して通勤する経路であっても、対象障害

- 2 -

者がその障害特性の理由により自動車運転免許を取得できないことまたは医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合は、障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められるため、支給対象となります。

② 対象障害者の前住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して始業時刻に間に合わない場合または終業時刻後に公共交通機関等を利用して前住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等で通勤することが困難である場合
（例えば、東京に住んでいる者が大阪の事業所へ採用される場合、東京の住宅から大阪の事業所へ通勤することは困難であり、障害の有無にかかわらず住宅を移転する必要があるため、支給対象となりません。）

③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

④ 対象障害者の前住宅が職業訓練施設の宿舍や社員寮等であることにより、障害の有無にかかわらず、就職・転職に伴い転居せざるを得ない場合

（3）対象障害者が精神障害者である場合

① 公共交通機関等による通勤が困難である（となった）症状を確認するために、その通勤困難性を確認できる内容が記載された主治医の診断書の写しを添付してください。

② 対象障害者が上記（2）①のただし書きに該当する場合は、上記（3）①の症状の他、当該障害特性の理由により自動車の運転免許が取得できないことまたは自動車の運転を止められていることを確認できる内容が、主治医の診断書に記載されていることが必要です。

- 3 -

4 支給対象となる住宅について

（1）申請住宅は、対象障害者の障害特性に応じた特別の構造または設備を備えていることが必要です。対象障害者の障害特性にどのように配慮した住宅であるかを具体的に説明してください。

（2）事業主が対象障害者のために新規に賃貸借契約した住宅が支給対象となります。

したがって、対象障害者以外の労働者のために事業主が契約していた住宅や、対象障害者が賃借していた住宅を事業主の契約に切り替えたもの等は、支給対象となりません。

ただし、対象障害者（内定者を含みます。）が、住環境や通勤環境を確認するため、6か月以内の期間において試行的に賃貸借している場合を除きます。

（3）申請住宅から事業所までの移動時間が10分程度の距離であること、およびこの間の通勤方法は対象障害者が徒歩または車いす等で通勤できる場合に限り、支給対象となります。

なお、申請住宅から事業所までの通勤方法が、公共交通機関、自転車、自動車、車の送迎等の場合は、支給対象となりません。

（4）申請住宅からの移動環境等において、対象障害者の障害特性に配慮した住宅と認められない場合は、支給対象となりません。

- 4 -

③ 住宅手当の支払助成金の留意事項（令和3年4月1日 更新版）

重度障害者等通勤対策助成金（住宅手当の支払）の留意事項

1 支給対象事業主について

- (1) 当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号八の規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、住宅手当の支払いを行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

- (2) 具体的には、対象障害者の障害がなければ、申請住宅の直前の住宅（対象障害者が申請住宅の直前に住居していた住宅。以下「前住宅」といいます。）から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により前住宅から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、対象障害者自らが通勤を容易とするために新規に住宅を賃借し、かつ、住宅手当の支払いを行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

- (1) 申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

- (2) 上記（1）でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

- ① 対象障害者が中途障害者となった場合、または障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写しまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定区（内部障害以外の身体障害者の場合は産業医を含む。精神障害者の場合は主治医）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合

- 1 -

ただし、中途障害者となった日または職場復帰した日のいずれが遅い日から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

- ② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間および事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態および職務内容等が変更になることをいひ、採用を除きます）の場合

ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、人事異動を伴わない事業所移転の場合、および申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過しない場合は、人事異動等とみなしません。

3 通勤困難性について

- (1) 対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路で対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

- (2) 次の①～④に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の前住宅から事業所までの通勤方法が自動車に限定される場合や、通常公共交通機関等を利用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

- ① 対象障害者の前住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、通常は自動車等を使用して通勤する経路であって、障害の有無にかかわらず、そもそも公共交通機関等による通勤が不可能な場合

ただし、通常は自動車等を使用して通勤する経路であっても、対象障害者がその障害特性の理由により自動車運転免許を取得できないことまたは医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合は、障害特

- 2 -

性のみの理由により通勤が困難であると認められるため、支給対象となります。

- ② 対象障害者の前住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して始業時刻に間に合わない場合または終業時刻後に公共交通機関等を利用して前住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等による通勤することが困難である場合

（例えば、東京に住んでいる者が大阪の事業所に採用される場合、東京の住居から大阪の事業所へ通勤することは困難であり、障害の有無にかかわらず住居を移転する必要があるため、支給対象となりません。）

- ③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

- ④ 対象障害者の前住宅が職業訓練施設の宿舍や社員寮等であることにより、障害の有無にかかわらず、就職・転職に伴い転居せざるを得ない場合

(3) 対象障害者が精神障害者である場合

- ① 公共交通機関等による通勤が困難である（となった）症状を確認するために、その通勤困難性を確認できる内容が記載された主治医の診断書の写しを添付してください。

- ② 対象障害者が上記（2）①のただし書きに該当する場合は、上記（3）①の症状の他、当該障害特性の理由により自動車の運転免許が取得できないことまたは自動車の運転を止められていることを確認できる内容が、主治医の診断書に記載されていることが必要です。

4 支給対象となる住宅手当について

- (1) 支給対象障害者自らが通勤を容易とするために新規に住宅を賃借し、その賃料を支払っている場合に、この助成金の対象障害者以外の労働者が住宅を賃借した場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅手当を支払う

- 3 -

ことを、就業規則等において定めている場合に対象となります。

- (2) 就業規則等の作成および届出義務のない事業主の場合も、当該助成金を受給するためには就業規則等の作成および労働基準監督署への届出が必要となります。

- (3) 例えば、身体障害者手帳1,2級を所持する身体障害者に支払われる住宅手当（月額）の限度額が5万円であって、その他の労働者に支払われる住宅手当（月額）の限度額が2万円であることが就業規則等で定められている場合は、支給対象費用は差額の3万円であって、その額に助成率を乗じることによって得られる額が支給額となります。

したがって、この助成金の対象障害者とその他の労働者に支払われる住宅手当の額に差がない場合は、支給対象となりません。

5 支給対象となる住宅について

- (1) 対象障害者自らが通勤を容易とするために、新規に住宅を賃借し、その賃料を支払っている住宅が支給対象であるので、対象障害者が採用日前から居住していた住宅や、事業主が賃貸借していた住宅を支給対象障害者の契約に切り替えたもの等は、支給対象となりません。

ただし、対象障害者（内定者を含みます。）、が住環境や通勤環境を確認するため、6か月以内の期間において試行的に賃貸借している場合を除きます。

- (2) 申請住宅から事業所までの移動時間が10分程度の距離であること、およびこの間の通勤方法は対象障害者が徒歩または車いす等で通勤できる場合に限り、支給対象となります。

なお、申請住宅から事業所までの通勤方法が、公共交通機関、自転車、自動車、車の送迎等の場合は、支給対象となりません。

- (3) 申請住宅からの移動環境等において、対象障害者の障害特性に配慮した住宅と認められない場合は、支給対象となりません。

- 4 -

④ 通勤用バスの購入助成金の留意事項（令和3年4月1日 更新版）

重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バスの購入）の留意事項

1 支給対象事業主について

(1) 当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号および第2号の8の規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、5人以上の対象障害者の通勤のためのバスを購入しなければ、その対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主等に対して支給されるものです。

(2) 具体的には、対象障害者の障害がなければ、公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、通勤用バスの購入を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

(1) 申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

(2) 上記(1)でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

- ① 対象障害者が中途障害者となった場合、または障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写しまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定区（内閣府令で定める身体障害者の場合は産業医を含む。精神障害者の場合は主治医）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合
- ただし、中途障害者となった日または職場復帰した日のいずれか遅い日から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

- 1 -

② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間および事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態および職務内容等が変更になることをいいます。採用を除きます。）の場合

ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、人事異動等を伴わない事業所の移転の場合、および申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過しない場合は、人事異動等とみなしません。

3 通勤困難性について

(1) 対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等での通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

(2) 次の①～④に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の住宅から事業所までの通勤方法が自動車に限られる場合や、通常公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

- ① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関がない等、障害の有無にかかわらず、そもそも自動車等を使用しなければ通勤が不可能である場合
- ただし、通常は自動車等を使用して通勤する経路であっても、対象障害者がその障害特性の理由により自動車運転免許を取得できないことまたは医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合は、障害特性のみの理由により通勤が困難であると認められるため、支給対象となります。

- 2 -

② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して始業時刻に間に合わない場合または終業時刻後に公共交通機関等を利用して対象障害者の住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等での通勤することが困難である場合

③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

(3) 対象障害者が精神障害者である場合

① 公共交通機関等による通勤が困難である（となった）症状を確認するために、その通勤困難性を確認できる内容が記載された主治医の診断書の写しを添付してください。

② 対象障害者が上記(2)①のただし書きに該当する場合は、上記(3)①の症状の他、当該障害特性の理由により自動車の運転免許を取得できないことまたは自動車の運転を止められていることを確認できる内容が、主治医の診断書に記載されていることが必要です。

4 申請に係るバスの改造について

改造がある場合は、どの対象障害者のための、どの障害特性に対応した改造であるが明確に説明してください。見積書に改造と思われる付属品の計上があっても明確に説明がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、改造されていないものとして取り扱います。

5 支給対象費用について

(1) 支給対象費用は車両本体価格または通勤用バスの製造会社が諸元表等で示す乗車定員数が10人以下については1人当たり27万円、乗車定員数が11人以上29人以下については1人当たり25万円、乗車定員数が30人以上については1人当たり23万円を乗じて得た額のいずれか低い額に、対象障害者の使用を容易にする特別な構造または設備の整備に要する費用およびスタッドレスタイヤほか寒冷地仕様費用（機構が認めた地域に限ります。）を加算した額とします。

- 3 -

(2) 上記(1)のとおり、支給対象費用は「車両本体価格+特別の構造または設備の整備に要する費用（寒冷地仕様の費用を含みます。）」であることから、付属品（フロアマット、ETC、カーナビ等）は原則として支給対象となりません。ただし、付属品が障害特性との関連で対象障害者がバスに乗り降するために必要な配慮であると認められる場合は、支給対象となります。

付属品を支給対象費用として申請する場合、当該付属品が、対象障害者の障害特性にどのように対応しているが明確に説明してください。明確に説明がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、支給対象となりません。

（「付属品○○があると安全に乗り降できる」「付属品○○により移動中の乗り心地が楽になる」といったような、一般的な「安全性」や「負担軽減」等を理由とする付属品については、障害特性と関連性があると認められないため、支給対象となりません。）

(3) エアコン、ラジオ等の付属品が標準装備として車両本体価格に含まれている場合は、支給対象費用とみなします。

(4) ハイクラス・ハイグレードのバスを申請する場合、標準クラス・標準グレードには無い機能・設備が、対象障害者の障害特性にどのように対応しているが明確に説明してください。明確に説明がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、標準クラス・標準グレードのメーカー希望小売価格を上限として、支給対象費用を算定します。

6 その他

(1) 助成金の助成対象となる通勤用バスは、対象障害者の通勤のために使用されるものであることから、事業所の営業活動や、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の通所サービスの送迎等、対象障害者の通勤以外の用途に使用することは認められません。

(2) 障害者通勤事業実施状況報告書の提出時に助成対象車両の走行距離数について報告することになっており、対象障害者の通勤のみに使用した場合に想定される走行距離数と乖離があり、対象障害者の通勤以外の用途に使用したと認められる場合は、助成金の返還の対象となる場合があるのでご注意ください。

- 4 -

⑤ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金の留意事項（令和5年4月1日 更新版）

重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス運転従事者の委嘱）
の留意事項

1 支給対象事業主について

(1) 当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号小及び第2号二の規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、5人以上の対象障害者の通勤のためのバスの運転従事者を委嘱しなければ、その対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主等に対して支給されるものです。

(2) 具体的には、対象障害者の障害がなければ、公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、通勤用バス運転従事者の委嘱を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

(1) 申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

(2) 上記(1)でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいい、雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

- ① 対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定医（内部障害以外の身体障害者の場合は産業医を含む、精神障害者の場合は主治医）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合
ただし、中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から

- 1 -

ら6か月を超える期間が経過している場合は支給対象となりません。

② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態及び職務内容等が変更になることをいい、採用を除きます）の場合

ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、人事発令を伴わない事業所移転の場合、および申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過しない場合は、人事異動等とみなしません。

3 通勤困難性について

(1) 対象障害者の住宅から申請事業主まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業主まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

(2) 次の①～③に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の住居から事業主までの通勤方法が自動車に限られる場合や、通常公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

① 対象障害者の住宅から事業主まで通勤できる公共交通機関等がない等、障害の有無にかかわらず、そもそも自動車等を使用しなければ通勤が不可能である場合

ただし、通常は自動車等を使用して通勤する経路であっても、対象障害者がその障害特性の理由により自動車運転免許を取得できないこと又は医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合は、障害特性のみの

- 2 -

理由により通勤が困難であると認められるため、支給対象となります。

② 対象障害者の住宅から事業主まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、対象障害者の住宅から事業主まで公共交通機関等を利用して始発時刻に間に合わない場合又は終業時刻後に公共交通機関等を利用して対象障害者の住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等で通勤することが困難である場合

③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

(3) 対象障害者が精神障害者である場合

① 公共交通機関等による通勤が困難である（となった）症状を確認するために、その通勤困難性を確認できる内容が記載された主治医の診断書の写しを添付してください。

② 対象障害者が上記(2)①のただし書きに該当する場合は、上記(3)①の症状の他、当該障害特性の理由により自動車の運転免許が取得できないこと又は自動車の運転を止められていることを確認できる内容が、主治医の診断書に記載されていることが必要です。

4 申請に係る通勤用バスの運転従事者について

事業主等の雇用する労働者や役員以外の外部委託者であることが条件です。

5 その他

(1) 支給対象となる通勤用バスの運転従事業務については、対象障害者の通勤のためのみの業務であることから、事業所の営業活動や、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の通所サービスの送迎等、対象障害者の通勤以外の運転に従事することは認められません。

(2) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所が送迎加算に関する届出書を提出しており、かつ、対象障害者が当該事業所の利用者である場合は、

- 3 -

当該事業所における通勤用バス運転従事者の委嘱に係る経済的な負担は当該報酬により措置されているため、支給対象となりません。

ただし、対象障害者が当該事業所の利用者ではなく、当該事業所に雇用されている（送迎加算の対象とならない）施設職員である場合は、送迎加算に関する届出書を提出していても、支給対象となります。

- 4 -

⑦ 駐車場の賃借助成金の留意事項（令和7年4月1日 最新版）

重度障害者等通勤対策助成金（駐車場の賃借）の留意事項

1 支給対象事業主について

(1) 当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号トの規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、専ら通勤のために対象障害者自らが運転する自動車（以下「自動車」という。）を駐車するための駐車場の賃借を行わなければならない。対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

(2) 具体的には、対象障害者の障害がなければ、公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため自動車通勤を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、当該自動車通勤のための駐車場の賃借を行わなければならない。対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

(1) 申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

(2) 上記(1)でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

- ① 対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重症度が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定医（内部障害以外の身体障害者の場合は産業医を含む。精神障害者の場合は主治医）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合
ただし、中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれかの日から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

- 1 -

② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態及び職務内容等が変更になることをいいます。採用を除きます。）の場合
ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、人事発令を伴わない事業所移転の場合、および申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過しない場合は、人事異動等とみなしません。

(3) 対象障害者は、自動車運転免許証の交付を受けており、自ら運転することを要件とします。

(4) 上記のように、対象障害者が自ら運転する自動車であることを確認するため、自動車検査証の「使用者」については、原則として対象障害者が記載されていることが必要です。

3 通勤困難性について

(1) 対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

(2) 次の①～④に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の住宅から事業所までの通勤方法が自動車に限られる場合や、通常公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

- 2 -

① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、障害の有無にかかわらず、そもそも自動車等を使用しなければ通勤が不可能である場合

② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して始業時刻に間に合わない場合又は終業時刻後に公共交通機関等を利用して対象障害者の住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等で通勤することが困難である場合

③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

(3) 対象障害者が精神障害者である場合
公共交通機関等による通勤が困難である（となった）状況、及び、当該障害の理由により公共交通機関では通勤が出来ないが自動車の運転は可能であることを確認できる内容が記載された主治医の診断書の写しを添付してください。

4 支給対象となる駐車場について

(1) 事業主が対象障害者のために新規に賃借契約した駐車場が支給対象となります。

したがって、対象障害者以外の労働者のため又は事業用に事業主が契約していた駐車場や、対象障害者が賃借していた駐車場を事業主の契約に切り替えたもの等は、支給対象となりません。

(2) 申請駐車場から自宅側駐車場又は事業所側駐車場までの移動時間が10分程度の距離であること、及びこの間の通勤方法は対象障害者が徒歩又は車いす等で通勤できる場合に限り、支給対象となります。

(3) 駐車場の構造や駐車場からの移動環境等において、対象障害者の障害特性に配慮した駐車場と認められない場合は、支給対象となりません。

- 3 -

(4) 支給対象となる駐車場は、対象障害者の通勤のために使用されるものであることから、事業所の営業活動等、対象障害者の通勤以外の用途にも使用される場合は、支給対象となりません。

(5) 上記のように支給対象となる駐車場は対象障害者が通勤に使用する駐車場に限定していることから、「駐車する場所の指定（駐車区画）」、「駐車する自動車の指定（車種、車両ナンバー等）」が契約書等により確認できるものに限り、

- 4 -

⑧ 通勤用自動車の購入助成金の留意事項（令和3年4月1日 更新版）

重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車の購入）の留意事項

1 支給対象事業主について

(1) 当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号の規定に基づき、障害により通勤することが容易でないため、支給対象者が自ら運転して通勤するための自動車を購入しなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

(2) 具体的には、対象障害者の障害がなければ、公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため自動車通勤を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、当該自動車通勤のための通勤用自動車の購入を行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合、支給対象となります。

2 対象障害者について

(1) 申請日時点において、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません。

(2) 上記(1)でいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。雇用されて6か月を超える期間が経過していても支給対象となります。

① 対象障害者が中途障害者となった場合、または障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写しまたは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定医（内部障害以外の身体障害者の場合は産業医を含む。）の診断書の写しにより、通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合
ただし、中途障害者となった日または職場復帰した日のいずれかの日から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

- 1 -

② 人事異動等（支給対象事業主の事業所間および事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態および職務内容等が変更になることをいいます。採用を除きます。）の場合、
ただし、人事異動を伴わない事業所の移転の場合、および人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、支給対象となりません。

また、申請日時点において事業主に雇用されて6か月を超える期間が経過しない場合は、人事異動等とみなしません。

(3) 対象障害者は、自動車運転免許の交付を受けており、自ら運転することを要件とします。

(4) 上記のように、対象障害者が自ら運転する自動車であることを確認するため、自動車検査証の「使用者」については、対象障害者が記載されていることが必要です。

3 通勤困難性について

(1) 対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等による通勤が困難な理由について、対象障害者の障害特性に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害特性により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

(2) 次の①～③に示す例のように、障害の有無にかかわらず、対象障害者の住宅から事業所までの通勤方法が自給車に限られる場合や、通常公共交通機関等を使用して通勤することが困難である場合等は、対象障害者の障害特性のみの理由により通勤が困難になったものではないことから、支給対象となりません。

① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、障害の有無にかかわらず、そもそも自動車等を使用しなければ通勤が不可能である場合

- 2 -

② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離がある場合や、対象障害者の住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して始業時刻に間に合わない場合または終業時刻後に公共交通機関等を利用して対象障害者の住宅に帰宅できない場合等、障害の有無にかかわらず、通常公共交通機関等で通勤することが困難である場合

③ 対象障害者の雇用後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

4 申請に係る自動車について

(1) 改造がある場合は、対象障害者の障害特性に対応した改造であるが明確に説明してください。見積書に改造と思われる付属品の計上があっても明確に説明がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、改造されていないものとして取り扱います。

(2) 対象障害者が車いすを使用する障害者であって車いすを使用したまま乗車できるような改造が必要な場合等を除き、特段の理由がない場合は、普通自動車（3ナンバー）や通勤にはなじまない定員数の自動車は支給対象となりません。

5 支給対象費用について

(1) 支給対象費用は車両本体価格に、対象障害者の障害の種類、程度に応じて必要な構造または設備の整備に要する費用および寒冷地仕様の費用（機構が認められた地域に限ります。）を加算した額とします。

(2) 上記(1)のとおり、支給対象費用は「車両本体価格+特別の構造または設備の整備に要する費用（寒冷地仕様の費用を含みます。）」であることから、付属品（フロアマット、ETC、カーナビ等）は原則として支給対象となりません。ただし、付属品が障害特性との関連で対象障害者が運転するために必要な設備であると認められる場合は、支給対象となります。
付属品を支給対象費用として申請する場合、当該付属品が、対象障害者の障害特性にどのように対応しているか明確に説明してください。明確に説明

- 3 -

がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、支給対象となりません。

（「付属品○○があると安全に運転できる」「付属品○○により運転が楽になる」といったような、一般的な「安全性」や「負担軽減」を理由とする付属品については、障害特性と関連性があると認められないため、支給対象となりません。）

(3) エアコン、ラジオ等の付属品が標準装備として車両本体価格に含まれている場合は、支給対象費用とみなします。

(4) ハイクラス・ハイグレードの自動車を申請する場合、標準クラス・標準グレードには無い機能・設備が、対象障害者の障害特性にどのように対応しているか明確に説明してください。明確に説明がない場合または対象障害者の障害特性と関連性があると認められない場合は、標準クラス・標準グレードのメーカー希望小売価格を上限として、支給対象費用を算定します。

6 その他

(1) 支給対象となる通勤用自動車は、対象障害者の通勤のために使用されるものであることから、対象障害者の私用や、事業所の営業活動等、対象障害者の通勤以外の用途に使用することは認められません。

(2) 障害者助成事業実施状況報告書の提出時に助成対象車両の走行距離数について報告することとなり、対象障害者の通勤のみに使用した場合に想定される走行距離数と乖離があり、対象障害者の通勤以外の用途に使用したと認められる場合は、助成金の返還の対象となる場合があるためご注意ください。

- 4 -



MEMO

JEEDの助成金等に関する申請手続き等については、JEED都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道支部 高齢・障害者業務課	〒 063-0804 札幌市西区二十四軒 4 条 1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森支部 高齢・障害者業務課	〒 030-0822 青森市中央 3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部 高齢・障害者業務課	〒 020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 菜園センタービル 3 階	019-654-2081
宮城支部 高齢・障害者業務課	〒 985-8550 多賀城市明月 2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部 高齢・障害者業務課	〒 010-0101 湯上市天王字上北野 4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部 高齢・障害者業務課	〒 990-2161 山形市漆山 1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部 高齢・障害者業務課	〒 960-8054 福島市三河北町 7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部 高齢・障害者業務課	〒 310-0803 水戸市城南 1-4-7 第 5 プリンスビル 5 階	029-300-1215
栃木支部 高齢・障害者業務課	〒 320-0072 宇都宮市若草 1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部 高齢・障害者業務課	〒 379-2154 前橋市天川大島町 130-1 ハローワーク前橋 3 階	027-287-1511
埼玉支部 高齢・障害者業務課	〒 336-0931 さいたま市緑区原山 2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部 高齢・障害者業務課	〒 263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒 130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5 階	03-5638-2284
神奈川支部 高齢・障害者業務課	〒 241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部 高齢・障害者業務課	〒 951-8061 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 ビル 12 階	025-226-6011
富山支部 高齢・障害者業務課	〒 933-0982 高岡市ハケ 55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部 高齢・障害者業務課	〒 920-0352 金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部 高齢・障害者業務課	〒 915-0853 越前市行松町 25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部 高齢・障害者業務課	〒 400-0854 甲府市中小河原町 403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部 高齢・障害者業務課	〒 381-0043 長野市吉田 4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部 高齢・障害者業務課	〒 500-8842 岐阜市金町 5-25 G-front II 7 階	058-265-5823
静岡支部 高齢・障害者業務課	〒 422-8033 静岡市駿河区登呂 3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部 高齢・障害者業務課	〒 460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 M I テラス名古屋伏見 4 階	052-218-3385
三重支部 高齢・障害者業務課	〒 514-0002 津市島崎町 327-1	059-213-9255
滋賀支部 高齢・障害者業務課	〒 520-0856 大津市光が丘町 3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部 高齢・障害者業務課	〒 617-0843 長岡京市友岡 1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒 566-0022 摂津市三島 1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫支部 高齢・障害者業務課	〒 661-0045 尼崎市武庫豊町 3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部 高齢・障害者業務課	〒 634-0033 橿原市城殿町 433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部 高齢・障害者業務課	〒 640-8483 和歌山市園部 1276 番地 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部 高齢・障害者業務課	〒 689-1112 鳥取市若葉台南 7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部 高齢・障害者業務課	〒 690-0001 松江市東朝日町 267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部 高齢・障害者業務課	〒 700-0951 岡山市北区田中 580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部 高齢・障害者業務課	〒 730-0825 広島市中区光南 5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部 高齢・障害者業務課	〒 753-0861 山口市矢原 1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部 高齢・障害者業務課	〒 770-0823 徳島市出来島本町 1-5	088-611-2388
香川支部 高齢・障害者業務課	〒 761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部 高齢・障害者業務課	〒 791-8044 松山市西垣生町 2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部 高齢・障害者業務課	〒 781-8010 高知市棧橋通 4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡支部 高齢・障害者業務課	〒 810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 しんくみ赤坂ビル 6 階	092-718-1310
佐賀支部 高齢・障害者業務課	〒 849-0911 佐賀市兵庫町若宮 1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎支部 高齢・障害者業務課	〒 854-0062 諫早市小船越町 1113 番地 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本支部 高齢・障害者業務課	〒 861-1102 合志市須屋 2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分支部 高齢・障害者業務課	〒 870-0131 大分市皆春 1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎支部 高齢・障害者業務課	〒 880-0916 宮崎市大字恒久 4241 番地 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島支部 高齢・障害者業務課	〒 890-0068 鹿児島市東郡元町 14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄支部 高齢・障害者業務課	〒 900-0006 那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 4 階	098-941-3301